

### 秋田県告示第383号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第9条第1項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成30年7月31日から施行する。

平成30年7月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

#### 図書

指定番号	図書名	発行所	発行日
10817	実話ナックルズ月刊8月号	株式会社ミリオン出版	平成30年6月30日
10818	ナックルズ極ベストVol.23	株式会社ミリオン出版	平成30年7月25日
10819	異常な国ニッポン	株式会社コアマガジン	平成30年7月25日
10820	月刊裏モノ JAPAN2018 8	株式会社鉄人社	平成30年8月1日
10821	禁断ピアス8月号SP	株式会社ジュネット	平成30年8月1日
指定理由	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。		